

富山県ファスナー加工業最低工賃が改正されます

(平成22年5月16日から適用)

- 1 この最低工賃は、富山県内でファスナー加工の業務に従事する家内労働者と同業務を委託する委託者に適用されます。
- 2 最低工賃額は、次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額です。

工 程	規 格			金 額
	種 類	務歯サイズ	長 さ	
検査 包装	C F (コイルファスナー)止め製品	2 C F	30センチメートル以下	100本につき 4 9 円 (改正前は4 8 円 5 0 銭)
		3 C F		
		45 C F		
		5 C F		

【問合せ先】 富山労働局賃金室 (076-432-2735)